附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正前の従事者規則（以下「旧規則」という。）の規定により交付された免許証でこの省令の施行の際現に効力を有するものは、この省令による改正後の従事者規則（以下「新規則」という。）の規定により交付されたものとみなす。

3　前項の規定により交付されたものとみなされた免許証のうち、無線従事者規則の全部を改正する省令（平成二年郵政省令第十八号）による改正前の無線従事者規則（昭和三十三年郵政省令第二十八号。以下「旧令」という。）の規定により、昭和五十八年三月三十一日以前に実施した第一級無線通信士の国家試験に合格し、又はその本試験において電気通信術の試験に合格点を得た者（同日以前に旧令第二十一条の規定により第一級無線通信士の資格について認定を受けた学校等を卒業した者で旧令第九条の規定により第一級無線通信士の国家試験における電気通信術の試験を免除されたものを含む。）で第一級無線通信士の資格の国家試験に合格した者のものについては、その記載事項中「、第一級無線電信通信士証明書」とあるのは「第一級無線電信通信士証明書、第一級無線電子証明書」とする。

4　旧規則の規定により交付された免許証に限り、無線従事者の氏名に変更を生じたときは、新規則第五十条の規定にかかわらず旧規則第四十九条の規定により免許証の訂正を受けることができる。この場合において、新規則別表第十一号様式中「再交付」とあるのは「訂正」に、「無線従事者規則第50条の規定」とあるのは「平成21年総務省令第103号附則第4項」とする。

告　示

○国土交通省告示第千八十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十一年十月二十日

国土交通大臣　前原　誠司

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

大谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

佐賀県多久市東多久町大字納所

三二二八番　一号

三二三二番　二号から四号まで

四二四番一　五号から七号まで

四二六番一　八号

四四三一番地先道路敷　九号及び十号

三〇二四番一　十一号

三〇二九番　十二号から十五号まで

三〇三六番一　十六号及び十七号

三〇三八番三　十八号及び十九号

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

湯穴川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

佐賀県唐津市浜玉町渕上

字湯穴　四七八番一　一号及び二号

四七九番一　三号

四八二番一　五号

四八四番二地先水路敷　六号

四五三番三地先水路敷　七号

四五三番二　八号

四五五番一　九号

四六九番一　十号

四七〇番五地先道路敷　十一号

字大坂　一〇五一番一　四号

四　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

俵坂川第一

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する道路の内その接している区間の道路敷

佐賀県嬉野市嬉野町大字不動山字俵坂

丙三二三四番二

丙三二三八番及び丙三二三九番

丙三二四一番

丙三二四二番一及び丙三二四二番二

丙三二四三番

丙三二四九番

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から二十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

佐賀県嬉野市嬉野町大字不動山

字俵坂　丙三二五七番三　一号

丙三二五七番一地先道路敷　二号

丙三二五五番一　三号

丙三二五五番三　四号

丙三二五四番　五号

丙三二四〇番　六号

丙三二四一番　七号

丙三二四二番一　八号

丙三二三四番二地先道路敷　九号

丙三二三三番二　十号

丙三二三三番　十一号

字倉谷　丙三二七六番　十二号及び十三号

丙三二七七番　十四号

丙三二七五番　十五号及び十六号

丙三二七一番　十七号及び十八号

丙三二六三番二　十九号

丙三二六九番一　二十号及び二十一号

丙三二六九番一地先河川敷　二十二号

丙三二六〇番地先河川敷　二十三号

○国土交通省告示第千八十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十一年十月二十日

国土交通大臣　前原　誠司

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

日影沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和五十四年建設省告示第百十一号で指定した第四号に掲げる土地の区域を除く。）

長野県千曲市大字新山

字日影　一四二八番ロ　一号

字姨塚　一四二七番　二号

一四二二番二　三号

字漆原　八三五番二　四号

字御屋敷　八三四番一　五号

八二四番二　六号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

穴山川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

長野県上伊那郡辰野町大字濁底字穴山

一三六一番一八　一号及び二号

一三六一番一七　三号

一三六一番一　四号から七号まで

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から標柱三号と四号を結んだ線までの区間の手引沢の中心線から左右各岸十メートルまでの土地の区域

長野県上伊那郡辰野町大字濁底字穴山

一三六一番一七　一号及び三号

一三六一番一　二号及び四号